

労働基準法のあらまし（生理休暇）

○生理休暇

生理休暇（第 68 条）

生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求した場合には、その者を生理日に就業させることはできません。

（生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置）

生理日の就業が著しく困難な女性とは、生理日において下腹痛、腰痛、頭痛等により就業が困難な女性をいい、従事している業務を問わず休暇を請求することができます。

休暇の日数については、生理期間、その間の苦痛の程度あるいは就労の難易は各人により異なるものであり、就業規則その他によりその日数を限定することはできません。

休暇の請求は、必ずしも暦日単位で行うものではなく、半日又は時間単位で請求が行われた場合には、使用者はその範囲で就業させなければよいものです。